

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応とご協力をお願い

本内容は現段階で得られている国や県の方針に基づき、感染拡大防止を踏まえて作成しています。  
なお、今後の感染状況を踏まえて逐次見直すことがありますのでご留意ください。

## ●受付方法について

- ・原則郵送での受検申請を行ってください、**受付締切は消印有効**とします。  
やむを得ず窓口で受検申請をする場合には、必ずマスクの着用とアルコール消毒のご協力をお願いします。  
ただし、窓口では申請書の受取のみとさせていただきますので、あらかじめご記入いただいた上でお越しください。  
また、**受検者定員数のある職種(作業)については申請書提出時点では確定ではありません。**
- ・申請内容の確認のため、申請書に記載の電話番号にご連絡する場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、**案内5ページ目に記載されている以外に受検者数の制限や、やむを得ず中止等の可能性**もあります。最新情報は当協会のHPをご参照ください(<http://www.tochi-vada.or.jp/>)。

## ●受検手数料について

- ・受検者定員数のある職種は、定員数を超えた時点で受検できませんのでお振込みいただきました受検手数料を返還いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により技能検定試験が中止等となった場合には、受検手数料を返還いたします。  
ただし、お振込みいただいた際の振込手数料及びその他申請時にかかった費用等の返還につきましては対応いたしかねます。

## ●試験実施の際の受検者及び検定委員補佐員への依頼事項

- ・試験会場における感染拡大防止措置への協力
- ・マスクの持参及び会場内でのマスク着用(ただし実技試験については職種(作業)によっては着用しない方法をとる場合もある)
- ・会場における手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- ・試験当日の体温の報告及び確認
- ・厚生労働省のガイドラインに基づく以下の事項の報告及び確認(受検票発送時等に問診票を同封する予定)
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳・のどの痛み等のかぜの症状
  - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 身体が重く感じる、疲れやすいなど
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされたものとの濃厚接触者の有無
  - キ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる有無
  - ク 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

## ●学科試験・計画立案等作業試験会場での対策対応について

- ・会場内にアルコール消毒等を設置する
- ・試験実施に支障のない範囲内で換気を実施する
- ・配置については原則2メートル受検者間の間隔を確保するが、困難な場合は少なくとも1メートルの間隔をとる
- ・試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないように、誘導等により入室、退出一斉に行わない
- ・受検者に発熱等の症状が見られた場合には、問診票等で総合的に勘案し必要に応じて受検の自粛を申し入れる

## ●実技試験試験会場での対策対応について

- ・会場内にアルコール消毒等を設置する
- ・試験実施に支障のない範囲内で換気を実施する
- ・配置については原則2メートル受検者間の間隔を確保するが、困難な場合は少なくとも1メートルの間隔をとる
- ・原則共有で使用する機器については、受検者が使用するたびに消毒する
- ・受検者に発熱等の症状が見られた場合には、問診票等で総合的に勘案し必要に応じて受検の自粛を申し入れる

### «参考にした方針・ガイドライン»

- ・技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン (厚生労働省)
- ・新型コロナウイルス感染対策に係る栃木県の基本方針 (栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部)